

第9-13表 育児に対する経済的支援（児童手当等）

Table 9-13: Financial support for childcare, including child benefits

種別	日本（注1）		イギリス	
	児童手当	扶養控除（所得税，住民税）	児童給付	児童税額控除
根拠法	児童手当法（1971年）	所得税法（1965年）， 地方税法（1950年）	1975年児童給付法	2002年税額控除法
管理運営	市区町村（公務員は所属庁等で実施）	国税庁，都道府県，市区町村	歳入関税庁	
財源	国，地方（都道府県，市町村），事業主拠出金で構成（国55.4%，地方27.7%，事業主8.3%，公務員分8.6%，2017年度予算ベース）		一般財源	
受給（適用）要件	支給対象：中学校修了までの国内に住所を有する児童 受給資格者：監護生計要件を満たす父母等	控除対象：扶養親族のうち，その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者	16歳未満（フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満）の子を扶養している 収入が年間で5万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は，課税対象となる	収入等に応じた減額措置あり
給付（控除）内容	① 所得制限額未満の世帯：3歳未満は月額1万5000円，3歳以上小学校修了まで第1子・第2子は月額1万円，第3子以降は月額1万5000円，中学生は月額1万円 ② 所得制限額以上の者：当分の間の特例給付月額5000円（注2）		第1子： 20.70ポンド／週， 第2子以降： （1人当たり） 13.70ポンド／週 （2019年）	家族控除： 545ポンド／年， 児童加算： （1人当たり） 2780ポンド／年 （2019年） 障害を持つ児童の場合はさらに加算あり

注 1) 2016年4月から，子を保育園に通わせている場合，年収約360万円未満の世帯に限り，第2子の保育料は半額，第3子以降は無料。

2) 所得制限額は年収960万円未満（夫婦・児童2人世帯の場合）を基準に設定，2012年6月分から適用。また，保育料は手当から直接徴収が可能，学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能（いずれも市町村が実施するかを判断）。

第9-13表 育児に対する経済的支援（児童手当等）（続き）

Table 9-13: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

	ドイツ（注3）			フランス（注5）	
種別	児童手当 (Kindergeld)	児童加算 (Kinderzuschlag)	児童控除 (Kinderfreibetrag)	家族手当 (Allocations familiales)	乳幼児迎入れ手 当(Paje)の基礎手 当
根拠法	1996年租税法62 条及び児童手 当法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典 L521-1～L521-3 条	社会保障法典 L531-1条
管理 運営	家族金庫（連邦雇用エージェンシー内に 付設）、監督指揮権は、連邦家庭省に ある		税務署	全国家族手当金 庫（CNAF）	同左
財源	一般財源 （連邦：100%）	同左		企業の拠出金：43.8%，一般福祉税な ど租税：22.1%，諸手当に対する国及び 県の負担金：21.9%（CNAFの主な財 源，2012年）	
受給 （適用） 要件	18歳未満（教育 期間中の子につい ては25歳未満，失 業中の子につい ては21歳未満，25歳 到達前に障害を 負ったことにより就 労困難になった子 については無期 限）の子を扶養し ている者	同左 ・低所得の親に対 して児童手当に 加算して支給 ・両親及び1人親 の子が未婚で25 歳以下かつ同居 しており，その子 の児童手当を受 給している場合	同左	20歳未満の子を2 人以上扶養してい る者（所得制限な し）	所得に応じて制限 がある。2018年4月 以降に生まれた子 を持つ親と2018年4 月以前に生まれた子 を持つ親では異なる
給付 （控除） 内容	第1子・第2子は月 204ユーロ，第3子は 月210ユーロ，第4 子以降は1人につき 235ユーロ （2019年）	児童1人につき 170ユーロが上限 （2018年）	夫婦合計で 年額7,428ユーロ （2018年） （注4）	子の年齢や数に応 じて決まる。20歳未 満の子どもが2人お り，年収が6万8217 ユーロ以下で、2人とも 14歳未満である場合、 月額131.55ユーロ （2019年4月現在）	原則、 月額184.62ユーロ （2019年1月1日 現在）

出典：厚生労働省「海外情勢報告」、日本：厚生労働省、内閣府、財務省ウェブサイト、イギリス：Gov.ukウェブサイト等、ドイツ：家庭・高齢者・女性・青少年省(BMFSFJ)ウェブサイト、フランス：家族手当金庫(CAF)、政府公共サービスウェブサイト

注3) 児童手当が児童扶養控除が有利なほうが適用されるほか、社会保障上の優遇措置がある。また、2歳以下の子を持つ非就業、不完全就業（週30時間以下の就業）の者（両親休暇取得中の者）も受給可能。

4) このほか、養育にかかった費用については、2012年以降、親子の境遇にかかわらず課税対象から控除される。

5) 上記以外に様々な家族給付があるほか、税制上又は年金上の優遇措置がある。